8 その他 正請負人及び下請負人が調停人を定めない場合には、削除する。	7 調停人	(2) 部分払の○には毎、隔等を記入する。	注 労務費に見合う額については、原則として現金払とすること。	の支払い	(3) 引渡し時 請求後 日以内 手形期間 日	翌月 日支払	(2) 部分払 〇月 日締切 現金・手形=〇・〇	万円	(1)前払金 契約締結後 日以内に 現金・手形の別又は割合	支払時期(額)	6 請負代金の支払の時期及び方法	注 ()の部分は、下請負人が課税業者である場合に使用する。	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	5 請負代金額	注 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。	工事を施工しない時間帯	-	3 工期 着工 令和 年 月 日	2 工事場所	1 工事名	建設工事下請契約書	改正案
7 その他 正 元請負人及び下請負人が調停人を定めない場合には、削除する。	6 調停人	(2)部分払の○には毎、隔等を記入する。	注 労務費に見合う額については、原則として現金払とすること。	の支払い	(3) 引渡し時 請求後 日以内 手形期間 日	翌月 日支払	(2) 部分払○月日締切現金・手形=○・○	万円	(1) 前払金 契約締結後 日以内に 現金・手形の別又は割合	支払時期(額)	5 請負代金の支払の時期及び方法	注 ()の部分は、下請負人が課税業者である場合に使用する。	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	4 請負代金額			完成 平成 年 月 日	3 工期 着工 平成 年 月 日	2 工事場所	1 工事名	建設工事下請契約書	現行

注 の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。 四号)第九条第一項に規定する対象建設工事の場合は、 (2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設 この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百 (1)解体工事に要する費用、

注

契約の証として、 ってこの請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。この び下請負人は、 が記名押印して、 発注者○○による○○工事のうち、上記の工事について、元請負人及 各々対等な立場における合意に基づき、 本書〇通を作り、元請負人及び下請負人(及び保証人 各自一通を保有する。 別添の条項によ

令和 年 月 日

元請負人 住所 氏名

(金銭保証人 IJ

> 保証 0 極度額

下請負人 (金銭保証人 IJ IJ

保証 の極度額

() は金銭保証人を立てる場合に使用する。

合は保証の極度額を記載しない場合は無効となる。 保証人の付する保証が民法第四百六十五条の二第一項に規定する根保証である場 根保証でない場合は、 保証の極

注 度額の欄は削除する。

民法第四百六十五条の十第 保証人(法人を除く 以下この文において同じ。 一項に規定する情報提供義務が発生することに留意する を立てる場合は保証人に対して

(総則)

第一条 に対する質問回答書をいう。 し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をい に基づき、 その内容を変更した場合を含む。 元請負人及び下請負人は、この約款 設計図書(別冊の図面、 以下同じ。 仕様書、現場説明書及び現場説明 以下同じ。)を履行する。)に従い、 (契約書を含む。 日本国の法令を遵守 以下同じ。

> 契約の証として、 ってこの請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。この び下請負人は、 が記名押印して、 発注者○○による○○工事のうち、上記の工事について、 四号)第九条第一項に規定する対象建設工事の場合は、 の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。 (2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設 この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百 各々対等な立場における合意に基づき、 本書○通を作り、 各自一通を保有する。 元請負人及び下請負人(及び保証人 (1)解体工事に要する費用、 別添の条項によ 元請負人及

平成 年 月 日

元請負人 住所 氏名

(金銭保証 人 IJ

下請負人

IJ

(金銭保証人 IJ

()は金銭保証人を立てる場合に使用する。

(総則)

第一条)に基づき、 に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、 この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をい その内容を変更した場合を含む。 元請負人及び下請負人は、この約款 設計図書 (別冊の図面 以下同じ。)を履行する。 仕様書、 (契約書を含む。 現場説明書及び現場説明 日本国の法令を遵守 以下同

- 、この約款に別に定めるもののほか原則として、書面により行う。2 この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、催告、請求等は
- 指導を行い、下請負人はこれに従う。その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令に基づき必要な指示、3 元請負人は、下請負人に対し、建設業法(昭和二十四年法律第百号)
- 労働災害補償保険の加入は○が行う。

)に基づく加入の実情に合わせて記入する。 (昭和四十四年法律第八十四号)に基づく加入の実情に合わせて記入する。

(請負代金内訳書及び工程表)

ける。 程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受第二条 下請負人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工

定福利費を明示するものとする。 2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法 2

(関連工事との調整)

まっ。 常三条 元請負人と下請負人とが協議して工期又は請負代金額を変更 要がある場合は、下請負人に対して指示を行う。この場合においてこの 要がある場合は、下請負人に対して指示を行う。この場合においてこの 要がある場合は、下請負人に対して指示を行う。この場合においてこの 事のある工事をいう。以下この条において同じ。)との調整を図り、必 連のある工事をいう。以下この条において同じ。)との調整を図り、必 をときは、元請負人は、契約書記載の工事(以下「この工事」という。)を 第三条 元請負人は、契約書記載の工事(以下「この工事」という。)を

滑な完成に協力する。
2 下請負人は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の円

(契約保証人)

第四条 金銭保証人は、当該金銭保証人を立てた元請負人又は下請負人の

- 約款に別に定めるもののほか原則として、書面により行う。 2 この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、こ
- 指導を行い、下請負人はこれに従う。その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令に基づき必要な指示、元請負人は、下請負人に対し、建設業法(昭和二十四年法律第百号)

3

労働災害補償保険の加入は○が行う。

4

)に基づく加入の実情に合わせて記入する。 ○ ○ は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」(昭和四十四年法律第八十四号

(請負代金内訳書及び工程表)

ける。程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受第二条 下請負人は設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工

定福利費を明示するものとする。 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法

(関連工事との調整)

第三条 元請負人と下請負人とが協議して工期又は請負代金額を変更さい元請工事(元請負人と所請負人とが協議して工期又は請負代金額を変更更がある場合は、下請負人に対して指示を行う。この場合においてこの要がある場合は、下請負人に対して指示を行う。この場合においてこの工事の内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止してときは、元請負人と発注者との間の請負契約による工事をいう。とのおいる。

滑な完成に協力する。
2 下請負人は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の

(契約保証人)

第四条 金銭保証人は、当該金銭保証人を立てた元請負人又は下請負人の

債務の不履行により生ずる損害金の支払を行う。

金銭保証人を立てる場合に使用する。

(権利義務の譲渡)

継させることはできない。
ければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承第五条(A) 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得な

注 承諾を行う場合としては、たとえば、下請負人が第二十七条第二項又は第五項のとする等の場合)が該当する。

は貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。製造工場等にある製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、若しくの契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器(いずれも2 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、こ 2

第五条 ときに限る。 払等を設定したもの するため 義務を第三者に譲渡し、 かじめ相手方の承諾を得た場合又はこの契約の目的物に係る工事を実施 $\widehat{\mathbf{B}}$ 目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明した の資金調達を目的に請負代金債権を譲渡するとき 元請負人及び下請負人は、 は この限りでない。 であるときは、 又は承継させることはできない。 前払や部分払等によってもなおこの この契約により生ずる権利又は ただし (前払や部分 あら

査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合が該当する。 承諾を行う場合としては、たとえば、下請負人が第二十七条第二項又は第五項の検

は貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。製造工場等にある製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、若しくの契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器(いずれも一元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、こ

2

債務の不履行により生ずる損害金の支払を行う。

☆ 金銭保証人を立てる場合に使用する

(権利義務の譲渡)

ることはできない。
、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ第五条 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ

は貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。製造工場等にある製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、若しくの契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器(いずれも元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、こ

(新設)

3 下請負人は、 第 項ただし書の規定により、 この契約の目的物に係る

渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用してはならない。 工事を実施するための資金調達を目的に債権を譲渡したときは、 当該譲

4 していないことを疎明する書類の提出などの報告を求めることができる 元請負人は、 必要があると認めるときは、 下請負人に対し前項に違反

(一括委任又は一括下請負の禁止

第六条 諾を得た場合は、 事以外の工事で、 又は請け負わせてはならない。ただし、 下請負人は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に委任し この限りでない。 かつ、あらかじめ発注者及び元請負人の書面による承 公共工事及び共同住宅の新築工

関係事項の通知

第七条 下請負人は、 げる事項をこの契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。 元請負人に対して、この工事に関し、 次の各号に掲

- 現場代理人及び主任技術者の氏名
- 雇用管理責任者の氏名
- \equiv 安全管理者の氏名

兀 工事現場において使用する一日当たり平均作業員数

五. 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法

六 示する事項 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指

2 が あったときは、 下請負人は、 元請負人に対して、 遅滞なく書面をもってその旨を通知する。 前項各号に掲げる事項について変更

(下請負人の関係事項 の通知

係る工事が数次の契約によって行われるときは、 負わせた場合、下請負人は、元請負人に対して、 下請負人がこの工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け その契約(その契約に 次のすべての契約を含

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第六条 事以外の工事で、 諾を得た場合は、この限りでない。 又は請け負わせてはならない。ただし、 下請負人は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に委任し かつ、あらかじめ発注者及び元請負人の書面による承 公共工事及び共同住宅の新築工

、関係事項の通知)

第七条 げる事項をこの契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。 下請負人は、元請負人に対して、この工事に関し、 次の各号に

- 現場代理人及び主任技術者の氏名
- 雇用管理責任者の氏名
- 三 安全管理者の氏名

几

五. 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法 工事現場において使用する一日当たり平均作業員数

六 示する事項 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指

2 が あったときは、 下請負人は、元請負人に対して、 遅滞なく書面をもってその旨を通知する。 前項各号に掲げる事項について変更

(下請負人の関係事項 への通知

第八条 係る工事が数次の契約によって行われるときは、 負わせた場合、下請負人は、元請負人に対して、 下請負人がこの工事の全部又は一部を第三者に委任し、 その契約(その契約に 次のすべての契約を含 又は請け

。 む。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する

二 建設業の許可番号

三 現場代理人及び主任技術者の氏名

四 雇用管理責任者の氏名

六 工事の種類及び内容 五 安全管理者の氏名

七 工期

八 受任者又は請負者が工事現場において使用する一日当たり平均作業

長米女

支払の方法
カー受任者又は請負者が工事現場において使用する作業員に対する賃金

示する事項 十 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指

があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更

(監督員)

第九条 元請負人は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を下

請負人に通知する。

指示、承諾又は協議 - 契約の履行についての下請負人又は下請負人の現場代理人に対する

下請負人が作成したこれらの図書の承諾

一設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は

事を担当する営業所の所在地) 受任者又は請負者の氏名及び住所(法人であるときは、名称及び工

二 建設業の許可番号

現場代理人及び主任技術者の氏名

四 雇用管理責任者の氏名

五 安全管理者の氏名

ハ 工事の種類及び内容

七工期

八 受任者又は請負者が工事現場において使用する一日当たり平均作業

員数

があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。 2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更

(監督員)

請負人に通知する。第九条 元請負人は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を下

任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を請負人の権限とされる事項のうち、元請負人が必要と認めて監督員に委2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく元

指示、承諾又は協議 - 契約の履行についての下請負人又は下請負人の現場代理人に対する

有する。

下請負人が作成したこれらの図書の承諾 一 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は

- は工事材料の試験若しくは検査 一設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又
- 面をもって下請負人に通知する。権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監督員を置き前項の3 元請負人は、監督員にこの約款に基づく元請負人の権限の一部を委任

監督員の権限は、元請負人が行う。
4 元請負人が第一項の監督員を定めないときは、この約款に定められた

(現場代理人及び主任技術者)

まは、元請負人の承諾を要する。 場代理人の権限については、下請負人が特別に委任し、又は制限したと求並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使する。ただし、現負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請運営、取締りを行うほか、この約款に基づく下請負人の一切の権限(請第十条 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その 第

- ける常駐を要しないこととすることができる。体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場におる運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、元請負人との連絡2 元請負人は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場におけ2
- 。 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる
- 4 現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

めることができる。
て、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、下請負人に対し理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、下請負人に対しを施工するために使用している請負者、作業員等で、工事の施工又は管外十一条 元請負人は、現場代理人、主任技術者、その他下請負人が工事

- は工事材料の試験若しくは検査 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又
- 面をもって下請負人に通知する。権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、書したときはその委任した権限の内容を、二名以上の監督員を置き前項の一元請負人は、監督員にこの約款に基づく元請負人の権限の一部を委任
- 監督員の権限は、元請負人が行う。
 生育の権限は、元請負人が行う。

(現場代理人及び主任技術者)

きは、元請負人の承諾を要する。 場代理人の権限については、下請負人が特別に委任し、又は制限したと場代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請運営、取締りを行うほか、この約款に基づく下請負人の一切の権限(請第十条 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その

- ける常駐を要しないこととすることができる。体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場におる運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、元請負人との連絡2 元請負人は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場におけ
- 。 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる
- 4 現場代理人と主任技術者とはこれを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

めることができる。
て、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、下請負人に対し理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、下請負人に対じ第十一条 元請負人は、現場代理人、主任技術者、その他下請負人が工事

- 2 措置をとるべきことを求めることができる。 るときは、 下請負人は、 元請負人に対してその理由を明示した書面をもって、 監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められ 必要な
- 3 その請求に係る事項について決定し、 元請負人又は下請負人は、 前二項の規定による請求があったときは、 その結果を相手方に通知する。

(工事材料の品質及び検査

第十二条 中等の品質を有するものとする。 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは

- 2 下請負人は、 材料については、 使用前に監督員の検査に合格した
- ものを使用する。
- 4 れに応ずる。 下請負人は、 監督員は、 下請負人から前項の検査を求められたときは、 工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けな 遅滞なくこ

3

- 5 いで工事現場外に搬出しない。 下請負人は、 前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定され
- 6 た工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出する。 第二項から前項までの規定は、 建設機械器具についても準用する。

(監督員の立会い及び工事記録の整備)

第十三条 いを受けて調合し、 下請負人は、 又は見本検査に合格したものを使用する。 調合を要する工事材料については、監督員の立会

- 2 工する。 ら明視することのできない工事については、 下請負人は、 水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面か 監督員の立会いを受けて施
- 3 は、 監督員は下請負人から前二項の立会い又は見本検査を求められたとき 遅滞なくこれに応ずる
- 4 図書で定めるところによりその見本又は工事写真等の記録を整備し、 きものと指定された工事材料の調合又は工事の施工をするときは、 下請負人は、 設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべ 設計 監

2 措置をとるべきことを求めることができる。 るときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって、必要な 下請負人は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められ

その請求に係る事項について決定し、 元請負人又は下請負人は、前二項の規定による請求があったときは、 その結果を相手方に通知する。

3

(工事材料の品質及び検査

第十二条 中等の品質を有するものとする。 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていない もの は

ものを使用する。 下請負人は、工事材料については、 使用 前に監督員の検査に合格した

2

- 3 れに応ずる。 監督員は、 下請負人から前項の検査を求められたときは、 遅滞なくこ
- 4 下請負人は、 工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けな
- 5 た工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出する。 下請負人は、前項の規定にかかわらず、 検査の結果不合格と決定され

いで工事現場外に搬出しない。

6 前四項の規定は、 建設機械器具についても準用する。

(監督員の立会い及び工事記録の整備)

第十三条 いを受けて調合し、又は見本検査に合格したものを使用する。 下請負人は、 調合を要する工事材料については、 監督員の立会

- 2 ら明視することのできない工事については、 工する。 下請負人は、 水中の工事又は地下に埋設する工事その他施工後外面 監督員の立会いを受けて施
- 3 監督員は下請負人から前 遅滞なくこれに応ずる。 「項の立会い又は見本検査を求められたとき
- 4 図書で定めるところによりその見本又は工事写真等の記録を整備し、 きものと指定された工事材料の調合又は工事の施工をするときは、 下請負人は、 設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべ 設計 監

督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

(支給材料及び貸与品)

、設計図書に定めるところによる。
品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所又は返還時期は第十四条 元請負人から下請負人への支給材料及び貸与品の品名、数量、

- 額を変更する。この場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、これを変更する。2 工程の変更により引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認 2
- くその旨を書面をもって元請負人又は監督員に通知する。 計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、遅滞なき渡す。この場合において、下請負人は、その品質、規格又は性能が設 3 監督員は、支給材料及び貸与品を、下請負人の立会いの上検査して引 3
- 4 元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更するは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。この場合において、必要があると認められるときは貸与品を引渡し、又は支給材料若しくは性能を有する他の支給材料若しく設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは、正請負人は、下請負人から前項後段の規定による通知(監督員に対す4
- られるときは、遅滞なく監督員にその旨を通知する。この場合においてることが困難であったものに限る。)であり、使用に適当でないと認め量に関しこの契約の内容に適合しないもの(第三項の検査により発見する。下請負人は、引渡しを受けた支給材料又は貸与品が種類、品質又は数

督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

(支給材料及び貸与品)

、設計図書に定めるところによる。 品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所又は返還時期は第十四条 元請負人から下請負人への支給材料及び貸与品の品名、数量、

- 額を変更する。この場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金この場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負人と下請負人とが協議して、これを変更する。工程の変更により引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認工程の変更により引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認
- くその旨を書面をもって元請負人又は監督員に通知する。計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、遅滞なき渡す。この場合において、下請負人は、その品質、規格又は性能が設き 監督員は、支給材料及び貸与品を、下請負人の立会いの上検査して引
- は、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更するを行うことができる。この場合において、必要があると認められるときは貸与品を引渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品質、規格等の変更設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しく設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しく設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しく設計図書で定める品質、規格若しくは質りに対する通知を含む。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、元請負人は、下請負人から前項後段の規定による通知(監督員に対す
- 6 と認められるときは、 おいては、 より発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、 下請負人は、 第四項の規定を準用する。 支給材料又は貸与品 遅滞なく監督員にその旨を通知する。 0) 引 渡しを受けた後第一 使用に適当でない 三項 この場合に 0) 検 査に

は、第四項の規定を準用する。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

更する。

東する。

東する。

東する。この場合において、工期を変めると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期を変合が監督員の指示による等元請負人の責めに帰すべき理由によるときは、監督員がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適第十五条 下請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において

(条件変更等)

- 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- こと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)。 一 設計図書の表示が明確でないこと (図面と仕様書が交互符合しない
- た自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示され
- ない特別の状態が生じたこと。四一設計図書で明示されていない施工条件について予期することのでき
- 議して定める。
 て、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人とが協、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合においれた場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し3 第一項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認さ

設計図書不適合の場合の改造義務

(条件変更等)

し、その確認を求める。
する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知第十六条 下請負人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当

- 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- 二 設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しない
- た自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。 三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示されこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)。
- ない特別の状態が生じたこと。四一設計図書で明示されていない施工条件について予期することのでき
- って下請負人に通知する。 べき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。)を書面をも実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果(これに対してとる2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事2
- 議して定める。
 て、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人とが協て、工期又は請負代金額の変更については、元請負人と下請負人とが協、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合においれた場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し3 第一項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認さ

(著しく短い工期の禁止)

| 事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間||第十七条| 元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工|

(新設)

- としてはならない。 事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短

I

I

I

(工事の変更及び中止等)

変更する。

変更する。

変更する。

の場合において、工期又は請負代金額を

の場合において、必要があると認めら

の場合において、必要があると認めら

の場合において、必要があると認めら

のは通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を
第十八条 元請負人は、必要があると認めるときは、書面をもって下請負

3

(下請負人の請求による工期の延長)

て工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元きは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもっ由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないと第十九条 下請負人は、天候の不良等その責めに帰することができない理

(工事の変更及び中止等)

変更する。
のであるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めら一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、書面をもって下請負第十七条 元請負人は、必要があると認めるときは、書面をもって下請負

金額を変更する。 金額を変更する。 の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、必要があるとの全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、必要があると下請負人が工事を施工できないと認められるときは、元請負人は、工事り工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力によ

とが協議して定める。 に関する。この場合における負担額又は賠償額は、元請負人と下請負人 自人に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を 用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は下請 事現場を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費 正請負人は、前二項の場合において、下請負人が工事の続行に備え工

(下請負人の請求による工期の延長)

て工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元きは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもっ由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないと第十八条 下請負人は、天候の不良等その責めに帰することができない理

請負人と下請負人とが協議して定める。

れるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認めら

(履行遅滞の場合の工期の延長)

るときは、元請負人は工期を延長することができる。できない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあ第二十条「下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に完成することが

(元請負人の請求による工期の短縮等)

。この場合における短縮日数は、元請負人と下請負人とが協議して定め。この場合における短縮日数は、元請負人と下請負人とが協議して定めきは、下請負人に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる第二十一条 元請負人は、特別の理由により工期を短縮する必要があると 第

(削除)

請負人とが協議して請負代金額を変更する。 1917年 19

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

人とが協議して請負代金額を変更する。
り、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負第二十二条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当とな

求めることができる。されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更2 元請負人と発注者との間の請負契約において、この工事を含む元請工

請負人と下請負人とが協議して定める。

れるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認めら

(履行遅滞の場合における損害金)

延長することができる。

込みのあるときは、元請負人は、下請負人から損害金を徴収して工期をることができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見第三十四条 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成す

(元請負人の請求による工期の短縮等)

。 この場合における短縮日数は、元請負人と下請負人とが協議して定めるは、下請負人に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。第十九条 元請負人は、特別の理由により工期を短縮する必要があるとき

れる工期の延長を行わないことができる。 別の理由があるときは、元請負人と下請負人とが協議の上通常必要とさ この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特

下請負人とが協議して請負代金額を変更する。 前二項の場合において、必要があると認められるときは、元請負人と

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

とが協議して請負代金額を変更する。
、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人第二十条。工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となり

求めることができる。されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更2 元請負人と発注者との間の請負契約において、この工事を含む元請工

(臨機の措置)

は、元請負人に協力して臨機の措置をとる。第二十三条「下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるとき

とが協議して定める。
しかの場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人がこれをすることが適当でないと認められる部分については、元請負人がこれを措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担2 下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その

一般的損害)

請負人がこれを負担する。のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、元に定める損害を除く。)は、下請負人の負担とする。ただし、その損害生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(この契約において別第二十四条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について

(第三者に及ぼした損害)

けることができない事象により生じたものについては、この限りでない人の責めに帰すべき理由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避きは、下請負人がその損害を負担する。ただし、その損害のうち元請負事の請負人等を含む。以下この条において同じ。)に損害を及ぼしたと第二十五条。この工事の施工について第三者(この工事に関係する他の工

合においては、

前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場

元請負人及び下請負人が協力してその処理解決に当たる

(天災その他不可抗力による損害)

事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具(いずれも元請負人第二十六条)天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工

(臨機の措置

2

は、元請負人に協力して臨機の措置をとる。第二十一条「下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるとき

とが協議して定める。負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人がこれをすることが適当でないと認められる部分については、元請負人がこれを措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その

(一般的損害)

請負人がこれを負担する。のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、元のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、元生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(この契約において別第二十二条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について

(第三者に及ぼした損害)

(天災その他不可抗力による損害)

事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具(いずれも元請負人第二十四条)天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工

理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担すが確認したものに限る。) に損害を生じたときは、下請負人が善良な管

- ところにより、元請負人と下請負人とが協議して定める。 2 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定める
- 一 工事の出来形部分に関する損害

る場合にはその評価額を差し引いた額とする。 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値があ

一 工事材料に関する損害

第合こまその評価額を差し引いた額とする。 損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある

三 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害場合にはその評価額を差し引いた額とする。

り少額であるものについては、その修繕費の額とする。よりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よ形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕に却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来規害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、この工事で償損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、この工事で償

- ^ 。 その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する 第一項の規定により、元請負人が損害を負担する場合において、保険 3

下請負人とが協議して定める。
、元請負人がこれを負担する。この場合における負担額は、元請負人と
4 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は

(検査及び引渡し)

第二十七条 下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって

元請負人に通知する。

当該検査の結果を書面をもって下請負人に通知する。の上工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会い

る。
理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担すが確認したものに限る。)に損害を生じたときは、下請負人が善良な管

ところにより、元請負人と下請負人とが協議して定める。 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定める

2

工事の出来形部分に関する損害

る場合にはその評価額を差し引いた額とする。 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値が

一 工事材料に関する損害

場合にはその評価額を差し引いた額とする。 損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある

一 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害

り少額であるものについては、その修繕費の額とする。よりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よ形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕に却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来期害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、この工事で償

る。その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除するの他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する第一項の規定により、元請負人が損害を負担する場合において、保険

下請負人とが協議して定める。、元請負人がこれを負担する。この場合における負担額は、元請負人と4 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は

(検査及び引渡し)

元請負人に通知する。第二十五条下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって

当該検査の結果を書面をもって下請負人に通知する。の上工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会い

- 受ける。
 が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを3.元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、下請負人
- においては、下請負人は、直ちにその引渡しをする。 払の完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合4 元請負人は、下請負人が前項の申出を行わないときは、請負代金の支
- を工事の完成とみなして前四項の規定を適用する。を修補して元請負人の検査を受ける。この場合においては、修補の完了5 下請負人は、工事が第二項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれ

- をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び下 前項の場合において、下請負人が自己の財産に対するのと同一の注意 (新設)

請負人が管理のために特に要した費用は、元請負人の負担とする。

(部分使用)

る。 工事目的物の全部又は一部を下請負人の同意を得て使用することができ 第二十八条 元請負人は、前条第三項の規定による引渡し前においても、

- 注意をもって使用する。 2 前項の場合においては、元請負人は、その使用部分を善良な管理者の 2
- 下請負人とが協議して定める。加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、元請負人とし、又は下請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増3元請負人は、第一項の規定による使用により、下請負人に損害を及ぼ

(部分引渡し)

第二十九条 工事目的物について、元請負人が設計図書において工事の完

- においては、下請負人は、直ちにその引渡しをする。 払の完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合4 元請負人は、下請負人が前項の申出を行わないときは、請負代金の支
- を工事の完成とみなして前四項の規定を適用する。を修補して元請負人の検査を受ける。この場合においては、修補の完了下請負人は、工事が第二項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれ
- ないときは、引渡しまでに要する費用は元請負人が負担する。 下請負人が第三項の引渡しを申し出たにもかかわらず元請負人が受け

(部分使用)

工事目的物の全部又は一部を下請負人の同意を得て使用することができ第二十六条 元請負人は、前条第三項の規定による引渡し前においても、

- 注意をもって使用する。 前項の場合においては、元請負人は、その使用部分を善良な管理者の
- 下請負人とが協議して定める。加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、元請負人とし、又は下請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増3元請負人は、第一項の規定による使用により、下請負人に損害を及ぼ

(部分引渡し)

第二十七条 工事目的物について、元請負人が設計図書において工事の完

「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用す工事」と、第三十三条(引渡し時の支払い)中「請負代金」とあるのは第二十七条(検査及び引渡し)中「工事」とあるのは「指定部分に係る」という。)がある場合において、その部分の工事が完了したときは、成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分

(請負代金の支払方法及び時期)

る。

約書の定めるところによる。 第三十条 この契約に基づく請負代金の支払方法及び時期については、契

- ができる。 請負人の同意を得て請負代金支払いの時期又は支払方法を変更すること2.元請負人は、契約書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、下2.元請負人は、契約書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、下
- 人が被った損害を賠償する。 3 前項の場合において、元請負人は下請負人が負担した費用又は下請負

3

(前金払)

請負代金についての前払を請求することができる。第三十一条 下請負人は、契約書の定めるところにより元請負人に対して

(部分払)

の定めるところにより、その部分払を請求することができる。のに相応する請負代金相当額の十分の〇以内の額について、契約書で、「及び製造工事等にある工場製品」(監督員の検査に合格したものに限第三十二条 下請負人は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料

かても同じ。)

注 部分払の対象とすべき工場製品がないときは〔〕の部分を削除する。(第二項につ

○は九以上の数字を記入する。(第四項についても同じ。)

に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料〔又は製造工場2 下請負人は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、その請求

る。

「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用す工事」と、第三十一条(引渡し時の支払い)中「請負代金」とあるのは第二十五条(検査及び引渡し)中「工事」とあるのは「指定部分に係る」という。)がある場合において、その部分の工事が完了したときは、成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分

(請負代金の支払方法及び時期

契約書の定めるところによる。第二十八条 この契約に基づく請負代金の支払方法及び時期については、

2 元請負人は、契約書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、下

ができる。 請負人の同意を得て請負代金支払いの時期又は支払方法を変更すること

人が被った損害を賠償する。 前項の場合において、元請負人は下請負人が負担した費用又は下請負

(前金払)

請負代金についての前払を請求することができる。第二十九条 下請負人は、契約書の定めるところにより元請負人に対して

(部分払)

定めるところにより、その部分払を請求することができる。。)に相応する請負代金相当額の十分の○以内の額について、契約書の及び製造工事等にある工場製品〕(監督員の検査に合格したものに限る第三十条。下請負人は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料〔

注 部分払の対象とすべき工場製品がないときは〔〕の部分を削除する。(第二項につ

いても同じ。)

○は九以上の数字を記入する。(第四項についても同じ。)

に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料〔又は製造工場2 下請負人は部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、その請求

その確認を行い、その結果を下請負人に通知する。等にある工場製品」の確認を求める。この場合において、元請負人は、

- るところにより部分払を行う。 元請負人は、第一項の規定による請求を受けたときは、契約書の定め
- | 式こよって算出する。| 4 | 前払金の支払いを受けている場合においては、第一項の請求額は次の

請求額=第一項の請負代金相当額×((請負代金額-受領済前払金額)式によって算出する。

/請負代金額)

× (0/10)

除した額」とする。 は「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控は「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額」とあるのをする場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるの 第三項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求 5

(引渡し時の支払い)

することができる。 合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金の支払いを請求第三十三条 下請負人は、第二十七条(検査及び引渡し)第二項の検査に

ところにより、請負代金を支払う。2.元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書の定める2.

(部分払金等の不払に対する下請負人の工事中止)

ってその旨を元請負人に通知する。この場合において、下請負人は、遅滞なくその理由を明示した書面をもないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをし第三十四条 下請負人は、元請負人が前払金又は部分払金の支払いを遅延

り下請負人が工事の施工を中止した場合について準用する。2 第十八条(工事の変更及び中止等)第三項の規定は、前項の規定によ

(契約不適合責任)

その確認を行い、その結果を下請負人に通知する。等にある工場製品〕の確認を求める。この場合において、元請負人は、

- るところにより部分払を行う。 元請負人は、第一項の規定による請求を受けたときは、契約書の定め
- 式によって算出する。 前払金の支払いを受けている場合においては、第一項の請求額は次の

4

/請負代金額)×(○/10) 請求額=第一項の請負代金相当額×((請負代金額-受領済前払金額)

除した額」とする。は「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控は「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額」とあるのをする場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるの第三項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求

(引渡し時の支払い)

することができる。 合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金の支払いを請求第三十一条 下請負人は、第二十五条 (検査及び引渡し)第二項の検査に

ところにより、請負代金を支払う。
2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書の定める

(部分払金等の不払に対する下請負人の工事中止)

ってその旨を元請負人に通知する。この場合において、下請負人は、遅滞なくその理由を明示した書面をもないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをし第三十二条 下請負人は、元請負人が前払金又は部分払金の支払いを遅延

り下請負人が工事の施工を中止した場合について準用する。
2 第十七条 (工事の変更及び中止等) 第三項の規定は、前項の規定によ

(瑕疵担保)

の費用を要するときは、元請負人は履行の追完を請求することができなであるときは、下請負人に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによであるときは、下請負人に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによい関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)第三十五条(A) 元請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質

追完をすることができる。 ものでないときは、元請負人が請求した方法と異なる方法による履行の ものでないときは、元請負人が請求した方法と異なる方法による履行の (新設)

額を請求することができる。 福告をし、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不 の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の を号のいずれかに該当する場合は、催告をすることができる。ただし、次の できる。ただし、次の の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の の目的に履行の追完がないときは、元請負人は、その不 のは、元請負人は、その不

履行の追完が不能であるとき。

下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

はき。 場合において、下請負人が履行の追完をしないでその時期を経過した 定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一

(契約不適合責任)

であり、その契約不適合が下請負人の責めに帰すべき事由により生じたに関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)第三十五条(B) 元請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質

(a) 又は(b) を選択して使用する。

注

(新設)

内に限り、第一項の権利を行使することができる。は、前二項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から六月以工事目的物が第一項の瑕疵により滅失又はき損したときは、元請負人

4

に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補(工事目的物の範囲に限るに帰すべき理由により生じたものであるときは、元請負人は、下請負人第三十三条(b) 工事目的物に瑕疵があり、その瑕疵が下請負人の責め

履行の追完を請求することができない。
る。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、元請負人はによる履行の追完(工事目的物の範囲に限る。)を請求することができものであるときは、下請負人に対し、目的物の修補又は代替物の引渡し

ものでないときは、元請負人が請求した方法と異なる方法による履行の2.前項の場合において、下請負人は、元請負人に不相当な負担を課する(新設)

追完をすることができる。

額を請求することができる。 福告をし、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不 の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の を号のいずれかに該当する場合は、催告をすることができる。ただし、次の できる。ただし、次の の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の の目的に履行の追完がないときは、元請負人は、その不 のは、元請負人は、その不

一履行の追完が不能であるとき。

下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(削除) しても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。 しても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、元請負人がこの項の規定による催告を

注 (A) 又は (B) を選択して使用する。

(元請負人の任意解除権)

規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができ第三十六条 元請負人は、工事が完成しない間は、次条及び第三十八条に

補を請求することができない。でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、元請負人は、修目的物の範囲に限る。)を請求することができる。ただし、瑕疵が重要。)を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償(工事

注(a)又は(b)を選択して使用する。

(新設)

内に限り、第一項の権利を行使することができる。は、前二項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から六月以工事目的物が第一項の瑕疵により滅失又はき損したときは、元請負人

4

場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。第三十六条 元請負人は、工事が完成しない間は、前条第一項に規定する

(新設)	この契約を解除することができる。 第三十八条 元請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに(元請負人の催告によらない解除権)
約の解除を申し出たとき。	五 前各号に掲げる場合のほか、下請負人がこの契約に違反したとき。
一前二号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこ工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき。	が
1 その責めこ帚ナバを理由こより正明内又よ正明圣過後目当明引りこ着手しないとき。	三―下青負人が互関内又よ互朗圣圖爰目当朗引内2互事と乞戈ける見込ーも、工事に着手しないとき。――――――――――――――――――――――――――――――――――――
(新設)	する。
は、この契約を解除することができる。第三十五条 元請負人は、下請負人が次の各号のいずれかに該当するとき(元請負人の解除権)	(元請負人の催告による解除権) (元請負人の保告による解除権)
	場合における賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。れにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この2 元請負人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、こ
部分は、準用しない。除した場合に準用する。ただし、同条第四項の規定のうち利息に関する、対象第二項から第四項までの規定は、前項の規定によりこの契約を解し、対象第二項がの第四項までの規定は、前項の規定により	(削除) (加於) (加於)

- たとき。下請負人が第五条第一項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡し
- 該工事の施工以外に使用したとき。 下請負人が第五条第三項の規定に違反して譲渡により得た資金を当
- する。 第二号は第五条(B)を選択した場合に使用する。(A)を選択した場合は削除
- らかであるとき。 | 下請負人がこの契約の目的物を完成させることができないことが明
- することができないものであるとき。 適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不
- 明確に表示したとき。
 五 下請負人がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を
- 存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残べ、下請負人の債務の一部の履行が不能である場合又は下請負人がその
- 場合において、下請負人が履行をしないでその時期を経過したとき。定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない七、契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一
- がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 請負人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行人が各号に掲げる場合のほか、下請負人がその債務の履行をせず、元
- し出たとき。

 し出たとき。
 人の催告によらない解除権)の規定によらないでこの契約の解除を申入の催告によらない解除権)又は第四十一条(下請負力

(元請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

よる契約の解除をすることができない。
に帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前二条の規定に第三十九条 第三十七条各号又は前条各号に定める場合が元請負人の責め

(新設)

(下請負人の催告による解除権)

きは、この限りでない。

「情務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であると契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における関を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この第四十条 下請負人は、元請負人がこの契約に違反したときは、相当の期

(下請負人の催告によらない解除権)

は、<u>1500</u>にの現内に解除けることができる。 第四十一条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるとき 17

- 第十八条(工事の変更及び中止等)第一項の規定により工事内容をは、直ちにこの契約を解除することができる。
- △の部分には、たとえば、六と記入する。

変更したため請負代金額が十分の○以上減少したとき。

- ないとき。
 部分の工事が完了した後○月を経過しても、なおその中止が解除されき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の二 第十八条第一項の規定による工事の施工の中止期間が○を超えたと
- 元請負人が請負代金の支払い能力を欠くと認められるとき。 れか短い期間を、ただし書きの○には、たとえば三と記入する。 ただし書き以外の部分の○には、たとえば工期の二分の一の期間又は六カ月のいず

三

崔告こは377年(177年) (177年) (177年)

べき事由によるものであるときは、下請負人は、前二条の規定による契人の催告によらない解除権)各号に定める場合が下請負人の責めに帰す第四十二条 第四十条 (下請負人の催告による解除権)又は前条 (下請負

〒

· 請 負

人の責めに帰すべき事由

約の解除をすることができない

(下請負人の解除権)

第三十七条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるとき

は、この契約を解除することができる。

とが困難となったとき。 一元請負人がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成するこ

(下請負人の解除権)

は、この契約を解除することができる。第三十七条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるとき

変更したため請負代金額が十分の○以上減少したとき。第十七条 (工事の変更及び中止等) 第一項の規定により工事内容を

注 ○の部分には、たとえば、六と記入する。

ないとき。
部分の工事が完了した後○月を経過しても、なおその中止が解除されき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の二 第十七条第一項の規定による工事の施工の中止期間が○を超えたと

れか短い期間を、ただし書きの○には、たとえば三と記入する。
ただし書き以外の部分の○には、たとえば工期の二分の一の期間又は六カ月のいず

元請負人が請負代金の支払い能力を欠くと認められるとき。

兀

(新設)

(解除に伴う措置)

第四十三条 を受けないことができる。 工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、 工事の完成前にこの契約が解除されたときは、元請負人は、 その引渡し

- 2 部分及び工事材料に相応する請負代金を下請負人に支払う。 元請負人は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形 3
- 3 た額) 払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除し ったときは、その前払金の額(第三十二条 前項の場合において、第三十一条(前金払)の規定による前払金があ を同項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除 (部分払) の規定による部分 4
- 4 四十一条の規定によるものであるときは、 応じ、年○パーセントの割合で計算した額の利息を付して元請負人に返 下請負人は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に 前項の場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、 該契約の解除が第三十六条第 利息に関する部分は 項、 第四十条及び第 適用し

ない。

(元請負人の解除権

2

来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、 元請負人は、 前項の規定によりこの契約を解除したときは、 その引渡しを受けな

工事の出

部分及び工事材料に相応する請負代金を下請負人に支払う。 元請負人は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出

いことができる。

下請負人は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に 額)を同項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除す をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した 応じ、年○パーセントの割合で計算した額の利息を付して元請負人に返 る。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、 ったときは、その前払金の額 前項の場合において、第二十九条 (第三十条 (前金払) の規定による前払金があ (部分払) の規定による部分払

【参考】

還する。

第三十六条

除した場合に準用する。 部分は、準用しない。 前条第二項から第四項までの規定は、 ただし、 同条第四項の規定のうち利息に関する 前項の規定によりこの契約を解

(下請負人の解除権)

第三十七条

2 項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。 |項の規定のうち利息に関する部分は、 第三十五条 (元請負人の解除権 第 一項から第四項までの規定は、 準用しない。 ただし、 同条第 前

5 決める。 の処理については元請負人及び下請負人が民法の規定に従って協議して 工事の 完成後にこの契約が解除された場合は、 解除に伴い生じる事項

5

請負人に対してその解除により生じた損害の賠償を求めることができ 元請負人は この場合における賠償額は、 第 項の規定によりこの契約を解除した場合において、 元請負人と下請負人とが協議して定め

に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして元請負人の責めよって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に第四十六条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これに(下請負人の損害賠償請求等)	「の割合で計算した額とする。 「でいとき又は債務の履行が不能であるとき。」 「の割合で計算した額とする。 「の割合で計算した額とする。」 「であるとき。」 「の割合で計算した額とする。」 「であるとき。」	き。 一 下請負人が工期内に工事を完成することができないとき(第二十条 一 下請負人が工期内に工事を完成することができないとき(第二十条	に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない 定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして下請負人の責め よって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に よって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に (元請負人の損害賠償請求等)	状に回復する。
(新設)	した額とする。 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金第三十四条 (履行遅滞の場合における損害金)		(新設)	人は前三条によるほか、相手方を原状に回復する。第三十八条 この契約が解除された場合においては、元請負人及び下請負(解除に伴う措置)

ないとき又は債務の履行が不能であるとき。
二 前号に掲げる場合のほか、元請負人が債務の本旨に従った履行をし一 第四十条及び第四十一条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(履行遅滞の場合における損害金)

第三十四条

条第二項の規定による請負代金にあっては年○パーセントの割合で計算 二十七条 十条 よる請負代金にあっては年○パーセント、 下請負人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 した額の遅延利息の支払いを元請負人に請求することができる。 いて同じ。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、 元請負人の責めに帰すべき理由により (部分払) 第三項又は第三十一条 (部分引渡し) において準用する場合を含む。 (引渡し時の支払い) 第二項 第三十条第三項又は第三十一 第二十九条 第二十九条の規定に (前金払)、 以下この項にお 第三 (第

(契約不適合責任期間)

第四十七条 解除 場合を含む。 検査及び引渡し) という。 た履行 议 下この条において 元請負人は、 追 を受けた日から○年以内でなければ、 完の請求、 の規定による引渡し 第三項 引き渡された工事目的物に関し、 損害賠償の請求 (第二十九条 「請求等」という。 (以下この条において単に (部分引渡し) において準用する 代金の をすることができない 減額の請求又は契約の 契約不適合を理由と 第二十七条 「引渡し

字を記入する。 ○の部分には原則として元請契約における契約不適合責任の期限に相応する数

2

規定に関わらず、

設備の機器本体等の

契約不適合については、

引渡しの時

元請負人が検査して直ちにその履行の追完を請求しなけれ

その責任を負わない。ただし、当該検査において一般

下請負人は、

的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、

引渡しを受け

(新設)

第三十三条 (a)

b

よって生じた場合は、当該請求をすることのできる期間は○年とする。○年以内とする。ただし、その瑕疵が下請負人の故意又は重大な過失に同は、第二十五条(検査及び引渡し)第三項(第二十七条(部分引渡し2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償を請求することができる期

| ○の部分には原則として元請契約における瑕疵担保責任の期限に相応する数字

9 7 3 8 4 には、 た日 きる期間は、 雨水の浸入に影響のないものを除く。 平成十二年政令第六十四号)第五条に定める部分の瑕疵 第八十一号)第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合 適用しない。 たものであるときは適用せず、契約不適合に関する下請負人の責任につ 以外に必要と認められる請求等をすることができる。 の根拠となる契約不適合に関し、 能な期間 う意思を明確に告げることで行う。 いては、 による請求等をしたときは、 定の根拠等当該請求等の根拠を示して この契約が、 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は元請負人 民法第六百三十七条第一項の規定は、 前各項の規定は、 元請負人は 元請負人が第 から○年が経過する日まで請求等をすることができる。 工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(項 0) 元請負人が通知から 民法の定めるところによる。 内に契約不適合を知り、 の請求等は、 期限に相応する数字を記入する。 第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。 (以下この ○の部分には原則として元請契約における設備機器等に係る契約不適合責任の 第八項は住宅の品質確保の促進等に関する法律 十年とする。 住宅の品質確保の促進等に関する法律 第 項又は第二項に規定する契約不適合に係る請求等が可 契約不適合が下請負人の故意又は重過失により生じ 項又は第二項の請求等を行ったときは、 項及び第七項において 具体的な契約不適合の内容、 この場合において、 契約不適合責任期間の内に請求等をしたも 年が経過する日までに前項に規定する方法 民法の消滅時効の範囲で その旨を下請負人に通知した場合にお)について請求等を行うことので 契約不適合責任期間については 元請負人の契約不適合責任を問 「契約不適合責任期間」 前各項の規定は適用しな (平成十一年法律第八十一号) 請求する損害額の算 (平成十一年法律 (構造耐力又は 当該請求等 当該請求等 とい 5 第三十三条 (a) 3 (新設) (新設) (新設) (新設) (新 | 求を行うことのできる期間は、十年とする。 | 雨水の浸入に影響のないものを除く。) について修補又は損害賠償の請 平成十二年政令第六十四号)第五条に定める部分の瑕疵 には、 第八十一号)第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合 この契約が、 第一項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は元請負人若 設 工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(住宅の品質確保の促進等に関する法律 (b) (平成十一年法律 (構造耐力又は

紛争の解決)

- 書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。
 する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、仲裁合意2 元請負人又は下請負人は、前項のあっせん又は調停により紛争を解決2
- る。

 は、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができより行う元請負人と下請負人との間の協議に第一項の調停人を立ち会わる。元請負人又は下請負人は、申し出により、この約款の各条項の規定に
- 解決を図る。 解決を図る。 解決を図る。 解決を図る。 解決を図る。 解決を図る。 解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、元請負人の一方又は双方が第一項の調停人のあっせん又は調停にたときに元請負人が定めたものに下請負人が不服がある場合で、元請負担 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかっ

注 第三項及び第四項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、建設業法による建設議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して元第四十八条 (B) この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協

い。しくは監督員の指示等により生じたものであるときは、これを適用しなしくは監督員の指示等により生じたものであるときは、これを適用しな

(紛争の解決)

あっせん又は調停により解決を図る。
又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)の
請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、契約書記載の調停人議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して元三十九条 (A) この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協

書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、仲裁合意、元請負人又は下請負人は、前項のあっせん又は調停により紛争を解決

る。
せ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができより行う元請負人と下請負人との間の協議に第一項の調停人を立ち会わる 元請負人又は下請負人は、申し出により、この約款の各条項の規定に

解決を図る。 4 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかっ 4 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかっ 4 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかっ

注 第三項及び第四項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、建設業法による建設議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して元第三十九条(B) この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協

解決を図る。

2

書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。
する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、仲裁合意一元請負人又は下請負人は、前項のあっせん又は調停により紛争を解決 2

り紛争の解決を図る場合に使用する。 (B) は、あらかじめ調停人を選任せず、建設業法による建設工事紛争審査会によ

(情報通信の技術を利用する方法)

(補則)

下請負人とが協議して定める。第五十条。この約款に定めのない事項については、必要に応じ元請負人と

解決を図る。

書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。する見込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、仲裁合意元請負人又は下請負人は、前項のあっせん又は調停により紛争を解決

(B) は、あらかじめ調停人を選任せず、建設業法による建設工事紛争審査会によ

り紛争の解決を図る場合に使用する。

(情報通信の技術を利用する方法)

(補則)

と下請負人とが協議して定める。 第四十一条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ元請負人